

# 千葉県報

定例  
令和4年8月16日

## 主要目次

- 千葉県NPO法人実態調査の実施
- 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（二件）
- 道路区域の変更（三件）
- 道路の供用開始（四件）
- 公告
- 一般競争入札（保留地の処分）の一部実施取りやめ
- 建築士法に基づく建築士の免許の取消し
- 特定調達公告
- 入札公告（二件）
- 正誤
- 平成十年十月十六日付け県報号外第五八号中

## 告示

## 示

### 千葉県告示第三百七十七号

千葉県NPO法人実態調査を実施するので、千葉県統計調査条例（昭和二十五年千葉県条例第一号）第三条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和四年八月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 調査の名称  
千葉県NPO法人実態調査
- 二 調査の目的  
本県の市民活動団体に対する施策を推進していく上で基礎資料とするため、市民活動団体における組織運営や財務状況等の現状及び活動上の課題などを調査することを目的とする。
- 三 調査事項
  - 1 報告者の属性に関すること。
  - 2 事業及び活動全般の状況に関すること。
  - 3 財務状況に関すること。
  - 4 連携及び協働に関すること。

- 5 新型コロナウイルス感染症に関すること。
- 6 SDGsに関すること。

### 四 調査の範囲

県内の特定非営利活動法人

### 五 調査の期日

令和四年四月一日現在で行う。

### 六 調査の方法

知事が、四の特定非営利活動法人に調査票を配布し、報告を求めることにより行う。

### 七 結果の公表

知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

### 千葉県告示第三百七十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一條第二項の規定により、機船船びき網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和四年八月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 一 制限措置の内容

#### 1 漁業種類

いわし船びき網漁業

2 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

一隻

3 船舶の総トン数

十トン未満

4 推進機関の馬力数

定めなし

#### 5 操業区域

山武郡九十九里町と山武市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北八号）百三十三度五十分（真方位による。以下同じ。）の線から夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱（漁業権基点南七十九号の一）百十二度九分の線に至る間の海域

#### 6 漁業時期

周年

#### 7 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地域に住所を有する者

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和四年八月十六日から九月十五日まで

千葉県告示第三百七十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則(令和二年千葉県規則第六十一号)第十一條第二項の規定により、ごち網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。  
令和四年八月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 制限措置の内容

1 漁業種類

ごち網漁業

2 船舶の総トン数

二トン未満

3 推進機関の馬力数

定めなし

4 漁業時期

四月一日から九月三十日まで

5 作業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

共同漁業権共第四十四号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域	共同漁業権共第四十四号の組合員行使権者のうち、この項の作業区域の欄に掲げる作業区域に接する地域に住所を有し、かつ、主機関が船外機の漁船を使用する者	共同漁業権共第四十四号の組合員行使権者のうち、この項の	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 五隻
共同漁業権共第四十八号(平成二十五年九月一日免許)の漁場の区域	共同漁業権共第四十八号の組合員行使権者のうち、この項の		二十一隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和四年八月十六日から九月十五日まで

千葉県告示第三百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び安房土木事務所において、令和四年八月十六日から三週間、縦覧に供する。  
令和四年八月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類	一般国道		
二 路線名	百二十八号		
三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長			
区間	変更の前後別	敷地の幅員	延長
鴨川市小湊字小湊山一八三番二二地先から字長谷四〇二番二地先まで	前 後	四・〇二メートルから六・七七メートルまで 一一・〇二メートルから四二・二三メートルまで	九四・〇〇メートル 九四・〇〇メートル

千葉県告示第三百八十一号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び山武土木事務所において、令和四年八月十六日から三週間、縦覧に供する。  
令和四年八月十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 道路の種類 県道